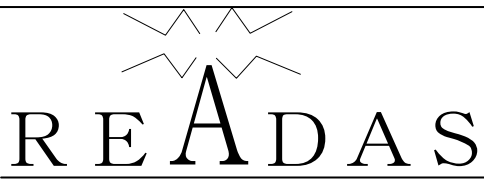


第 4413 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 2月 1日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 売掛金の貸倒れ

Q：回収不能になっている売掛金があります。貸倒れ処理してもいいのでしょうか？

A：一定の要件に該当するようなものは、貸倒れ処理が認められます。

【解説】

回収不能になっている売掛金を貸倒れ処理する場合には、債務者について次の事実が生じていて、売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、認められることとなっています。

- ①債務者との取引を停止した時(最後の弁済期又は最後の弁済の時がその停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時)以後1年以上経過した場合(その売掛債権について担保物のある場合を除く)
- ②法人が同一地域の債務者について有するその売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、その債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

注)①の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合をいいますので、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する売掛債権については、この取扱いの適用はありません。また、この取扱いは、売掛債権(売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権)につき適用があるものですから、貸付金その他これに準ずる債権には適用がありません。

